

議第68号

平成26年度高山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

平成26年度高山市の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）を別紙とすることにつき、特に緊急を要し議会を招集して議決を経る時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成26年8月17日専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年9月4日提出

高山市長 國島 芳明

平成26年度高山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度高山市の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ613,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年8月17日専決

高山市長 國 島 芳 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		1	20,000	20,001
	1. 繰越金	1	20,000	20,001
歳入合計		593,600	20,000	613,600

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 簡易水道事業費		158,827	10,000	168,827
	1. 簡易水道施設費	158,827	10,000	168,827
2. 総務費		153,885	10,000	163,885
	1. 総務管理費	153,885	10,000	163,885
歳出合計		593,600	20,000	613,600

平成26年度高山市簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	20,000	20,001	1. 前年度繰越金	20,000	20,000(1)
計	1	20,000	20,001			

歳 出

(款) 1. 簡易水道事業費

(項) 1. 簡易水道施設費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 簡易水道施設建設費	158,827	10,000	168,827	15. 工事請負費	10,000	10,000(150,000) 管布設工事費
計	158,827	10,000	168,827			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般管理費	153,885	10,000	163,885	11. 需用費	10,000	施設修繕料 10,000(12,400)
計	153,885	10,000	163,885			